

三 田 市
地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 懇 話 会
報 告 書

令和2年3月

三田市地域コミュニティ懇話会

【目次】

1	地域コミュニティ懇話会設立の背景と趣旨	1
2	本市コミュニティ施策のあゆみ	2
3	多様性に富んだ市域-三つの圏域-	3
	(1)農村的地域	
	(2)既成市街地	
	(3)ニュータウン地域	
4	地域コミュニティを取り巻く社会的背景	6
	(1)人口動態	
	(2)高齢化率の推移	
5	地域コミュニティ組織の現状	7
	(1)自治区・自治会	
	(2)世代別・機能別の団体や市が依頼する委員等	
	(3)テーマ型団体・企業・学校	
	(4)まちづくり協議会	
	コラム 地域コミュニティと連携しているテーマ型団体の事例	
6	議論の概要-地域コミュニティをめぐる諸課題-	13
	(1)地域活動の担い手を増やすために	
	ア 若者・女性をはじめとする多様な住民の参加を促す仕組みづくり	
	イ 意欲ある住民を地域活動に取り込む必要	
	(2)地域コミュニティ組織全般について	
	ア 地域コミュニティの役割について	
	イ 役割の整理が必要	
	ウ 地域の安全・安心とコミュニティ	
	(3)自治区・自治会について	
	ア 組織の現状	
	イ 自治区・自治会の役割のスリム化	
	ウ 連合自治会について	

(4)まちづくり協議会について

- ア 現状点検の必要性
- イ まちづくり協議会のメリット
- ウ まちづくり協議会と自治区・自治会との関係
- エ まちづくり協議会のガバナンスに関する課題
- オ 協議会間の重複整理

(5)成熟の時代の地域コミュニティに向けた市の役割について

- ア 支援のあり方
- イ 補助金
- ウ 行政事務委託の見直し
- エ 地域性や地域の主体性を踏まえたコミュニティ施策
- オ 地域コミュニティの再構築に向けて

7 まとめ-多様性と調和に基づく地域住民自治の実現に向けた処方箋-

・・・・・・・・・・ 23

(1)市民の皆さんに向けた提案

- ア 地域の活動や団体の現状を把握しましょう—棚卸のすすめ—
- イ 地域の特性を踏まえて団体間の役割と分担を見直しましょう
- ウ 多様な担い手の参加を促す改善と工夫をはかりましょう

(2)行政に望む事柄

- ア 地域に委ねる役割の棚卸と整理を望みます
- イ 多様性を踏まえた地域ごとのモデルの提示と支援を期待します
- ウ 地域の自主性を尊重しながら、多様性に基づく地域住民自治の仕組みに適合した支援体制の構築を期待します。

8 おわりに・・・・・・・・・・ 26

9 資料集・・・・・・・・・・ 27

1 地域コミュニティ懇話会設立の背景と趣旨

三田市においては、自治区・自治会について地域住民を組織化した基本的な地縁団体と位置付けて行政事務の委託を行ってきたほか、自治区・自治会を窓口として様々な役割や団体の組織化を進めました。また、区長・自治会長やその連合組織である区・自治会連合会を住民あるいは市民の代表と位置付けて様々な役職への就任を依頼してきました。

三田市では、上記の位置づけに基づいて自治会の設立及び加入の促進や自治区・自治会活動の支援をコミュニティ振興の核施策として取り組んできました。

ところが近年、住民意識の変化や高齢化の進行に伴い、人口も減少化傾向へと転じるとともに自治区・自治会活動の担い手の減少や、その負担感の増加が課題となっています。

一方で、市内でも地縁にとらわれないテーマ型団体の活動が活発になるとともに、若者を中心に有志の集まりで様々なプロジェクトに取り組みを進める新たなコミュニティが誕生しています。

そこで、三田市では、地域で活動する様々な団体との横の連携・協力の仕組みの構築を意図して、小学校区を単位に「まちづくり協議会」の設立を推進してきました。

しかしながら、従前通りの自治区・自治会、役員、活動を地域コミュニティの核と位置付けて行政運営を進めるなかで、行政主導により設立された「まちづくり協議会」の存在や役割は、地域住民にとって必ずしも認知されているとはいえません。

また、自治区・自治会やその連合体との役割の違いについても共通理解がなされていないという状況が生じ、その結果一部では活動の重複や会議・行事の増加によりさらに役員の負担感が増加するといった、本来の目標から逆行するかのような状況も発生しています。

このような状況を踏まえて、本市における地域コミュニティの現状と課題を踏まえて人口減少社会の到来を視野に入れた、成熟の時代の地域コミュニティのあり方やそれに合致した地域コミュニティ振興施策のあり方についての指針を提示することを目標として地域コミュニティ懇話会が設立されました。

具体的には、基本的な地縁団体である区・自治会とまちづくり協議会の現状を踏まえた役割の再確認、地域で組織された団体や地域で活動する諸団体の見直しや連携の推進、地域活動に係わる負担の軽減と担い手の拡大・育成、そして住民主体の成熟の地域コミュニティの推進に向けて行政が取り組むべき課題等について意見交換を行うこととしました。

2 本市コミュニティ施策のあゆみ

長らく本市では、太平洋戦争前からの経緯も踏まえて区長の職務について「囑託をお願いし」「自治体に協力する」「奉仕的な習慣」（1962年10月当時の市長答弁）との認識のもとに、行政と区長・自治会長に代表される区・自治会とは、民生面において相互に依存しあうものと長らく理解されてきました。

このような中で市が地域コミュニティ振興について本格的に取り組むきっかけとなったのが、1981年に入居が始まった北摂三田ニュータウンをはじめとする大規模なニュータウンの開発でした。

1982年にまとめられた、三田市総合計画には「コミュニティの醸成を図る」という一項が盛り込まれ、コミュニティの圏域の設定、市民の相互交流、地域コミュニティの担い手育成、コミュニティ活動の支援、育成、コミュニティ施設の整備などが掲げられました。

これを受けて、1983年には「人口3万数千人の小さな町に10万人近い新しい仲間を迎え入れる（中略）新旧住民の交流と連帯を深めるためにもコミュニティづくりはまさに焦眉の急」として「コミュニティ振興に関する報告書」が取りまとめられ、基礎コミュニティと住区コミュニティとの役割分担やコミュニティセンターの整備、北摂三田ニュータウンにおけるコミュニティ施設のあり方についての考え方がまとめられました。

1990年度には庁内にコミュニティ推進会議が設置され、概ね小学校区を基本とした範域設定や集会所、市民センター、ニュータウンにおける施設計画、行政の推進体制整備などが検討されています。

続く1991年度施行の新総合計画では、引き続きコミュニティ意識の啓発、市民交流・参加の推進と集会所、地区コミュニティセンターといったコミュニティ施設の整備などが盛り込まれました。

その後、本市の人口急増が落ち着きを見せ始めるとともに、阪神・淡路大震災をきっかけとしたテーマ型団体の活躍といった社会情勢の変化を踏まえて、1997年3月にコミュニティ施策推進基本構想がまとめられました。その中では、まちづくり協議会の結成促進、自治区の発展的統合といったコミュニティ組織づくりの推進、担い手の組織化や「まちづくりプラン」を軸とした住民・行政・企業のコミュニティづくりの推進、コミセンの地元移管、市民センターの整備拡充といった施設整備・管理運営の推進、そして市民センターの総括事務局化などが示されました。

2002年度から施行された第3次総合計画では、自立したパートナーシップづくりをテーマと位置付けながら、身近な地域のことは地域が主体的に考え解決していくことを基本に、住民主体による地域単位での計画づくりなどの市民主体のまちづくり活動の促進、コミュニティコーディネーターの設置による地域と行政の連携推進、地域のさまざまなコミュニティ活動と自治活動の役割分担の明確化と相互連携、住民が主体となった地域づくり計画の策定、住民による相互援助活動の推進支援、「住民自治エリア」に基づく施策展開と既存の地域コミュニティ組織との関係性の整理などが新たに盛り込まれました。

2012年度施行の第4次総合計画では、「地域で支えるまちづくり」をテーマに地域の主体性の尊重が掲げられ、自治区・自治会を中心に、老人クラブ、婦人会、民生児童委員協議会などの地域団体の活動を支援することが明記されました。具体的な取り組みとしては、地域

コミュニティ施策基本方針の作成や地域担当制の実施と地域の計画づくりの支援などが掲げられています。

これを受けて2013年に策定された「新成長戦略プラン」においては「市民力、地域力の発揮」として、地域団体のまちづくり協議会への再編と一括交付金の検討、地域担当制の充実や地域住民による地域まちづくり計画の策定などに取り組むこととされました。

そして2017年度から施行された現行の第4次総合計画後期計画には、自治区・自治会を含む地域の多様な団体が連携したまちづくり協議会の設立支援や、地域ごとの計画に基づく包括的な財政支援、そして仮称コミュニティ条例の検討など成熟社会に対応した地域コミュニティの仕組みづくりの検討が市の取り組みとして追加されています。

3 多様性に富んだ市域-三つの圏域-

三田市は、これまでの歴史や環境から、主に「農村地域」「既成市街地」「ニュータウン」の三つの圏域に分かれています。ただし、地域コミュニティの仕組みや形成の成り立ち、組織規模などは、さらに地域ごとに様々です。

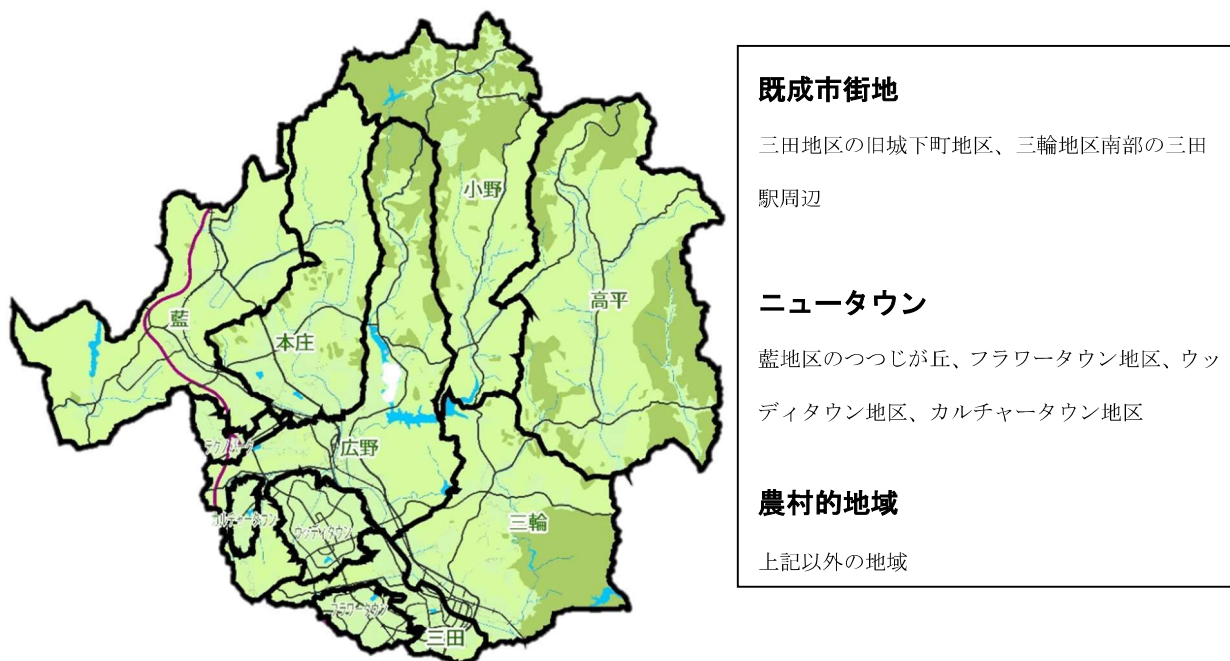


図1 市内の圏域区分

(1) 農村的地域

北西から南東にかけて貫流している武庫川及びその支流の河川沿いに帯状に展開する特色ある里山地域です。面積的には市域の大半を占めており、江戸時代の集落を単位に古くから地縁的なコミュニティが形成されています。

1980年代後半に小規模な宅地開発が各所で行われましたが、無秩序な開発を抑制するために1998年に大部分が市街化調整区域に指定された結果、現在では土地の用途変更に対する制限が大きいという特徴があります。

既成市街地と大規模ニュータウン以外の地域

(2) 既成市街地

三田地区の旧城下町を核とする地域と、三輪地区南部のうち三田駅と市役所周辺を核とした地域から構成されます。1970年に市内で最初に市街化区域に指定された地域であり、建物や人口の集積度が非常に高いという特徴があります。

このうち旧城下町地域には、江戸時代の町組の系譜を引く小規模な地域コミュニティが形成されています。また三田駅前では、1990年代以降まちの魅力を高めるための再開発が進められているほか、周辺では相次いで高層のマンションが建設されてきました。また友が丘には比較的規模の大きい住宅地が開発されています。

三田地区の旧城下町とその周辺、三輪地区南部の三田駅周辺

(3) ニュータウン地域

1980年代後半から入居が進んだ規模の大きな住宅地域で、9小学校区からなる北摂三田ニュータウン¹、単独の1小学校区となるつつじが丘²が該当します。これらの地域では行政からの誘導もあり、入居が進むにしたがって自治会を中心とした新たな地域コミュニティが形成されてきました。

都市計画上3ブロックからなる北摂三田ニュータウンの場合は、兵庫県が開発主体となったフラワータウン及びカルチャータウン地区では丁目ごとに、住宅都市整備公団(当時)が開発主体となったウッディタウン地区では小学校区ごとに自治会が組織されました。民間開発であるつつじが丘は、丁目ごとに自治会が組織されました。

ニュータウン地域においても、人口の減少や高齢化が進行していることから、地縁団体のあり方が転機を迎えていると言えます。

藍地区のつつじが丘、フラワータウン地区、ウッディタウン地区、
カルチャータウン地区

¹ 住宅都市整備公団(現UR)、兵庫県により開発されたウッディタウン(昭和62年分譲開始)、フラワータウン(昭和56年分譲開始)、カルチャータウン(平成5年分譲開始)、工業団地のテクノパークの総称

² 藍地区に民間により開発され、平成3年より分譲開始した住宅団地。

4 地域コミュニティを取り巻く社会的背景

(1) 人口動態（資料集別表1・別表2）

本市の総人口は、平成12年（2000）に11万人に達しましたが、その後、増加ペースは緩やかになり、平成24年（2012）に11万5千人余りのピークを迎えた以降は、減少へと転じています。

農村地域では、平成13年度に人口ピークを迎えましたが、その後の減少が著しく、ピーク時と平成30年度との比較では約4,500人が減少しています。高齢化率が50%を超える地区³も複数あり、コミュニティや農地の維持が困難になりつつあります。

既成市街地の合計人口は、土地区画整理が行われた三田地区の南部や三田駅前周辺が人口増を牽引しており、平成30年度にピークを更新しています。今後ともある程度の期間は三田駅周辺に人口集積が進むと思われ、人口は微増傾向にあると予測されます。

ニュータウン地域については全体として平成26年度にピークを迎えた後、微減傾向にあります。しかし、地区ごとや入居時期に起因する丁目ごとの人口動態の差が大きいという特徴があります。

北摂三田ニュータウンのうち、新規の分譲が終了しているフラワータウンは平成14年度に人口のピークを迎え、平成30年度までに約3,700人減少しています。ウッディタウンとカルチャータウンの一部では、現在も分譲が進んでおり全体としては人口が微増傾向にあります。

民間開発によるつつじが丘では、平成12年度の人口ピークから約2,200人減少しています。

ウッディタウンの人口増が他のニュータウンの人口減少を吸収していましたが、ウッディタウンについてもほぼ住宅地は完売しており、今後早い時期に人口減少に転じるものと思われま

(2) 高齢化率の推移（資料集別表3）

本市は、平成29年度までは兵庫県下で最も高齢化率が低い状態にありました。しかしながら短期間のうちに転入が急速に進んだという経緯もあって、今後は県下でも屈指のスピードで高齢化が進むものと考えられています。

高齢化に関しては、他にも本市には人口増を支えてきたニュータウン地域において戸建て住宅の比率が高く、都心回帰の動向の中で郊外型ニュータウンは、居住者や世代の循環が行われにくいという特徴があります。

その結果、入居開始時期に対応しながらブロックごとに高齢化が進行する傾向があり、ニュータウンの丁目ごとに高齢化率をみた場合54.7%から4.1%まで非常に大きな開きがあるのが現状です。しかしながら順次高齢化が進行する中で、世代の循環が行われにくい現在の状況が続くならば、ニュータウン全体が高齢化することになります。

また、農村地域や既成市街地地域などの既存地域においては、全体として長期的かつ緩やかに高齢化が進行しています。

³ 高平地区に2地区、本庄地区に1地区

5 地域コミュニティ組織の現状

三田市には、地縁団体である自治区・自治会や、行政からの働きかけも踏まえて世代別や健康づくり、福祉、青少年育成など機能別の団体が組織されてきました。一方で、近年はテーマ型の団体が地域で果たす役割も高まっています。

また、市では、人口減少や高齢化の進行にともなう地域力の低下を見据えて、小学校区を単位とした「まちづくり協議会」の設立を平成25年頃から推進してきました。

(1) 自治区・自治会

本市には、主に農村地域と既成市街地における江戸時代の「村」の系譜をひく自治区と、主に新たに形成された団地やニュータウン等において、市の働きかけに基づいて新たに結成された自治会があります。自治区・自治会は、法的には会員制の地縁団体（人格なき社団）⁴と位置付けられており、会費のほか三田市区・自治会連合会経由の行政事務委託料（表2）を原資に会員の親睦、福利厚生などの事業を推進しています。

自治区は、農村地域や既成市街地にある組織で、構成世帯数は少なく、古くからのしきたりを比較的重視し、生活基盤整備は自ら行うという意識も強く集会所や共有財産を独自で所有している場合もあります。自治会は、構成世帯数が大きく、道路・公園といった生活基盤が一定整った地域への入居ということもあり、情報の共有化・交流イベントに重点がおかれ、生活基盤整備は行政の役割とする意識が強くなります。

表1 地区別自治区・自治会設立状況（平成30年度）

地区名	大字	加入世帯数	世帯数別区・自治会数							加入区・自治会数
			10未満	10以上 30未満	30以上 50未満	50以上 100未満	100以上 500未満	500以上 1000未満	1000以上	
三田地区		4,824	1	9	10	4	10	1	1	36
三輪地区		4,981	0	3	7	4	12	3	0	29
広野地区		1,804	1	5	11	6	6	0	0	29
小野地区		776	1	0	0	1	2	0	0	4
高平地区		1,070	0	4	1	6	3	0	0	14
藍地区		3,209	1	1	3	7	9	0	0	21
本庄地区		568	1	5	8	3	0	0	0	17
フラワータウン地区	武庫が丘	2,318	0	0	0	1	7	1	0	9
	狭間が丘	1,869	0	0	0	2	4	1	0	7
	弥生が丘	1,063							1	1
	富士が丘	1,601	0	0	0	0	6	0	0	6
	計	6,851	0	0	0	3	17	2	1	23
ウッドィタウン地区	けやき台	2,500	0	0	0	0	0	0	1	1
	すずかけ台	1,528	0	0	0	0	0	0	1	1
	あかしあ台	2,137	0	0	0	0	0	0	1	1
	ゆりのき台	2,109	0	0	0	0	0	0	1	1
	計	8,274	0	0	0	0	0	0	4	4
カルチャータウン地区		918	0	1	0	2	1	1	0	5
合計		33,275	5	28	40	36	60	7	6	182

⁴ 「一定区域に居住する住民等を会員として、会員相互の親睦を図り、会員の福祉の増進に努力し、関係官公署各種団体との協力推進を行うことを目的とした任意の団体（平19・8・7東京簡裁）」

これらの自治区・自治会は、地域住民にとって最も身近な地域コミュニティ組織で、市内に現在 182 組織（三田市区・自治会連合会加入数）があります。組織基盤となる世帯数は、10 世帯未満の組織からニュータウンの自治会のように 2,000 世帯を超える大組織⁵もあり（平成 31 年 4 月現在）、様々です。

自治区・自治会は、古くから、住民と行政の双方から住民を代表する組織と位置付けられてきました。その結果、自治区・自治会は地域及び住民の意向を代表する団体として、能動的に地域課題の解決に取り組むとともに、行政に要望などを伝える機能を担ってきました。

一方、市行政では、自治区・自治会の連絡組織である三田市区・自治会連合会（図 3）の事務局機能を担いつつ、自治区・自治会を行政と地域住民との窓口あるいは行政事務執行の機関として位置付けてきました。具体的な例としては、役員の選出⁶や行政事務委託契約（表 2）を三田市区・自治会市連合会と契約して、単位自治会に委託料を支払っています。

表 2 令和元年度における行政事務委託の内容

委託事務内容
<p>①市が発行する各種文書等の配布又は回覧に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧資料の配布やポスターの掲示 4月を除く毎月 1 日 ・ 区・自治会あての通知文書 毎月 1 日（4月を除く）及び 15 日に送付
<p>②街路灯の管理協力に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電灯切れや損傷時に市等へ連絡を行う。 <p>（街路灯：約 5,500 灯、ライトアップ電灯：約 5,500 灯、防犯灯：約 8,400 灯）</p>
<p>③地域の緑化、美化及び衛生に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみステーションの維持管理や地域内の自主清掃、自主的な緑化活動を行う。
<p>④地域防災計画に基づく災害等の通報等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市に対し災害発生時の被災状況等情報提供を行う。 ・ 共助に基づく防災の取り組みを行う。
<p>⑤各種調査員、委員等の推薦に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市が募集する各種委員等の推薦を行う。 ・ 各種統計調査の調査員の推薦を行う。
<p>⑥その他公共の福祉を増進する事務に関すること</p>
委託額
均等割 40,000 円（1 組織あたり）、世帯割 400 円（1 世帯あたり）
令和元年度委託契約額（総額） 25,760,000 円

⁵ 最小は 6 世帯。最大は 2450 世帯（H31.4.1）

⁶ 市等から自治区・自治会連合会に対して平成 29 年度は 37 件のべ 76 人の役職依頼があったが、令和元年度は 17 件のべ 54 人（民生・児童委員選考関連を除く）と負担軽減に努めている。

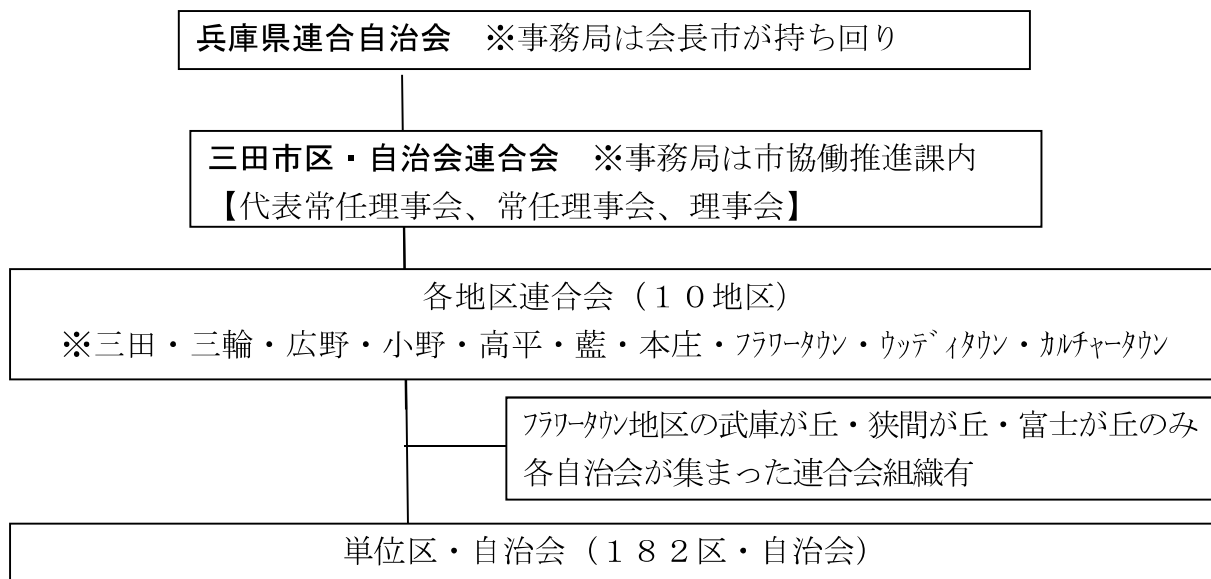


図2 自治区・自治会の組織概要

(2) 世代別・機能別の地域団体や市が依頼する委員等

地域には、自治区・自治会のほか、行政からの働きかけも踏まえて世代別や健康づくり、福祉、青少年育成など機能別の団体が組織され、役員や委員が選任されるとともに、施策別に行政からの補助や支援が行われてきました。これらの団体や委員等は、施策ごとの地域の受け皿的な組織としても機能しています。

ただし、これらの団体、委員等やその活動を地域の中でどのように位置付けるかについては、地域ごとに差異があり、既に団体が解散している場合や活動が形骸化している事例も見受けられます。

このうち、ふれあい活動推進協議会の役員については、自治区・自治会役員が兼ねることが多く、負担の面で課題となっているとの声が多く聞かれます。

表3 代表的な世代別・機能別の地域団体や市が依頼する委員等（ ）は市の所管課

ふれあい活動推進協議会（地域福祉課、社会福祉協議会）	民生・児童委員（地域福祉課）
婦人会（協働推進課）	少年補導員（健やか育成課）
老人クラブ（いきいき高齢者支援課）	健康推進員（健康増進課）
子ども会（健やか育成課）	
体育振興会（文化スポーツ課）	
スポーツクラブ21（文化スポーツ課）	
防犯協会（危機管理課）	
小・中学校のPTA（教育委員会学校教育課）	

(3) テーマ型団体・企業・学校

近年は、福祉や教育、健康づくりなどテーマ型の団体が果たす役割が拡大しています。特徴としてはある一定の地域にとらわれず、広い地域を活動の舞台としていることがあげられます。三田市内には、市が把握しているだけで752ものテーマ型団体（表4）が活動

しています。

また、近年では高齢住民の生活支援を主眼とした地域ボランティア集団の活動や地域貢献を目指す企業・学校と地域とのかかわりも増えています。

一方で平成25年の市民意識調査の結果によれば、「市民活動・ボランティア活動」や「文化・芸術・学習などのサークル活動」等に参加している人は有効回答者全体の21.5%、将来的に参加意欲がある人は30.7%に上る。参加動機は楽しみと交流が過半数を占め、地域や社会への貢献を意識している回答者は、36.7%であった。

表4 市内テーマ型団体の概況(令和2年3月現在)

分野	子ども	シニアライフ	健康・医療・福祉	文化・観光・芸術	防犯	環境・まちづくり	国際	男女共同参画・人権	その他	合計
団体数	77	31	95	380	5	95	24	20	25	752

表5 テーマ型活動への参加状況(単位: %、複数回答可、平成25年7月調査)

分野	現在、参加している	現在、参加していないが、今後参加したい
市民活動・ボランティア活動	9.6	14.3
文化・芸術・学習などのサークル活動	9.3	15.9
その他	2.6	0.5

表6 テーマ型活動への参加動機(上位5回答。単位: %、複数回答可、平成25年7月調査)

選択肢	回答率
活動が楽しいから	59.4
人とのつながりができるから	57.0
地域や社会に貢献したいから	36.7
生きがいを得ることができるから	32.0
知人などに誘われたから	21.9

表7(参考) 地縁型活動への参加動機(上位5回答。単位: %、複数回答可、平成25年7月調査)

選択肢	回答率
順番なので仕方なく	39.0
人とのつながりができるから	38.7
誰かがやらなければならないから	32.2
地域や社会に貢献したいから	28.1
特に理由はない	16.1

(4) まちづくり協議会

まちづくり協議会は、自治区・自治会をはじめ、ふれあい活動推進協議会、民生・児童委員、PTA、婦人会など地域コミュニティ団体や、更にはテーマ型団体などの市民活動団体と連携し、活力ある地域のまちづくりを担う新たなコミュニティの仕組みとして、平成25年から市の働きかけにより設立が推進されてきました。

まちづくり協議会の範囲については、成り立ちや地域特性が共通し、その地域に住む住民の課題が共有でき、地域住民がつながり、連帯しやすい単位として、概ね行政地区の範囲内での小学校区単位としています。

本市においてまちづくり協議会（まち協）は、「行政との協働により様々な地域課題の解決に向け、日ごろより地域活動を担っている構成団体等の活動を支援したり、効率的、効果的に実施できるよう調整したり、新たな取り組みに関して、地域の中で人材を募ったりしながらネットワークを広げていくなど、地域力の向上をめざしていく組織です。」（支援パンフレット「まちづくり協議会『まち協って何だろう？』」）として設立が推進されてきました。

なおまちづくり協議会は、会員制組織ではないため活動の対象は範囲のすべての住民となります。また現状では、組織や運営について法や条例による裏付はありません。

令和2年3月時点で市内20の小学校区中18校区で結成され、運営は主に市の交付金⁷に依拠しています。

表8 まちづくり協議会一覧（令和2年3月現在）

地区名	小学校数	設立数	まちづくり協議会名（設立年）
三田地区	1	1	三田地区まちづくり協議会(平成27年)
三輪地区南部	2	2	三輪小学校区まちづくり協議会（平成30年） 松が丘小学校区まちづくり協議会（平成30年）
三輪地区北部	1	1	志手原校区地域づくり協議会(平成30年)
小野地区	2	0	
広野地区	1	1	元気な広野をつくる会(平成27年)
高平地区	1	1	高平郷づくり協議会(平成27年)
藍地区	2	2	藍小学校区まちづくり協議会（平成29年） つつじが丘小学校区街づくり協議会(平成28年)
本庄地区	1	1	本庄まちづくり協議会（平成30年）
フラワータウン地区	4	4	武庫小校区まちづくり連絡協議会(平成25年) 狭間が丘地域事業推進協議会（平成21年） 弥生まちづくり協議会（平成26年） 富士小校区まちづくり推進協議会（平成25年）
ウッディタウン地区	4	4	けやき台地区まちづくり協議会(平成29年) すずかけ台まちづくり協議会(平成28年) あかしあ台小学校区まちづくり連絡協議会(平成27年) ゆりのき台地域活動協議会(平成27年)
カルチャータウン地区	1	1	学園小学校区まちづくり連絡会(平成28年)

⁷ 三田市ふるさと地域交付金。年間200万円を上限にそれぞれのまちづくり協議会に交付される。

コラム 地域コミュニティと連携しているテーマ型団体の事例

すけっと志手原 ～お互い様で支えあう地域づくり～

志手原小学校区では、日常生活のちょっとした困りごとを支援するグループ「すけっと志手原」が活躍されています。このグループは、ふれあい活動推進協議会のメンバーやボランティアのみなさんで平成 28 年に立ちあげられました。

支援の内容は、電球の取替えやごみ出し、庭木の手入れ、送迎を含む病院や買い物の付き添いなど幅広く「お互いさまの気持ち」で活動されています。こうした日常の生活支援活動に加え、毎月、支援内容等を検討する会議のほか、年 2 回の研修会を行い、支援される方に寄り添った対応の大切さを学ばれています。

NPO 法人里野山家 ～地域に溶け込む、地域の一員として活動する～

自然と折り合いをつけながら、豊かな恵みを受け取る「里地里山生活」の考え方に基づいて、人口減や少子高齢化、里山荒廃化など、日本の農山村の共通課題を解決することを目指して、平成 28 年に設立されました。

活動方針として「地域に溶け込む、地域の一員として活動する」を掲げ、高平郷づくり協議会のメンバーとして、移住者支援や里地里山・景観保全活動、耕作放棄地活用のシェア畑での米や野菜づくり、自然エネルギーの活用普及、環境教育活動及び伝統文化、伝統技術の継承などに取り組んでいます。

NPO 法人ふくろう高平 ～自分たちも元気をもらう生きがい・やりがい～

高平地区で「高齢者ふれあいサロン高平の里」を運営する NPO 法人ふくろう高平は、平成 17 年に当時の婦人会役員や民生委員の経験者などの有志が発起人となって高齢者の居場所づくりの活動が始まり、平成 21 年に NPO 法人として設立された団体です。

在宅の高齢者、特に閉じこもりがちの方々を対象に月曜から金曜までミニデイサービスを実施しており、「高齢者の健康状態が少しでも長く維持できるように」を基本理念に手芸や音楽、体操やゲームなど楽しい時間を過ごせるよう創意工夫しながら活動しています。

6 議論の概要－地域コミュニティをめぐる諸課題－

地域コミュニティ懇話会では、計7回にわたって地域コミュニティの抱える諸問題について議論しました。その過程で様々な課題やその解決に向けた提案が出されました。

それらの意見等は、いずれも委員の識見や経験、地域特性に基づくものであり、必ずしも一つの方向に集束し得ない内容でした。そのため、本項では代表的な意見を要約した上で分類・列記し、議論の概要としました。

なお本市での正式な呼称は、自治区・自治会ですが、特定の組織を意図した発言である可能性も踏まえて、本項では発言時の呼称のまま記載しています。

(1) 地域活動の担い手を増やすために

ア 若者・女性をはじめとする多様な住民の参加を促す仕組みづくり

- ・地域団体役員が顔ぶれが重複しており、地域でボランティアをする人が限られている。その結果、担い手の負担感が増え活動の中断につながる。
- ・自治会活動や地域活動に気軽に参加しにくい雰囲気があり、地域活動・団体の中に若い人の居場所がない。
- ・どれだけの若い人をうまく参加させられるか。そのために会の設定時間について曜日や時間など参加できるための工夫が必要。
- ・女性や学生を含めた若者をまちづくりに取り込む仕組みを考えなければならない。現在まちづくりに主に関わっている高齢の方もそのことを意識する必要がある。
- ・シニア世代の多様な技能や経験を取り込み、活躍してもらえない。
- ・自治会の加入の有無ではなく、ボランティアとしてテーマごとに若者に集まってもらい、自分たちで考えよう、動こうといった気持ちになってもらう仕掛けが必要。
- ・まちづくり協議会が提案型・ワークショップ型でテーマを決め、若い参加者を募集して議論する方法もある。

イ 意欲ある住民を地域に取り込む必要

- ・参加の意欲を掻き立てるだけの魅力が地域活動・地域団体に少ない。
- ・参加の意思がある住民が参加しやすい状況をどう作るのかが課題。
- ・やりたい人が自発的に集まる同好会的な組織は少しずつ立ち上がってきている。好きなことをするので義務ではないため、負担感なく活動でき、地域コミュニティ再編の手掛かりになると思われる。
- ・地域住民全体をフォローするまちづくり協議会は、自治会員以外でも地域活動に参加できることを、住民が各自で認識できるような日常的な啓発が必要。

(2) 地域コミュニティ組織全般について

ア 地域コミュニティの役割について

- ・地域コミュニティには、家庭教育、学校教育に足りない部分を補うための社会教育機能が求められる。
- ・やらなければならないことをするのではなく、地域でどういう暮らしをしたいのかと考えたときに、できることを皆でやっていく姿勢が求められる。
- ・コミュニティ組織が行う活動には、暮らしの場を整える作業（やらなければならない

こと)と暮らしの場を豊かにする作業(やりたいこと)がある。自治会に暮らしの場を整える作業をある程度まかせ、まちづくり協議会でやりたい人達が活躍できるよう議論していけばいい。

イ 役割の整理が必要

- ・行政も地域団体も縦割りでいろんな施策が混ざっている。
- ・地域活動に関わる諸団体は、お互いの役割をもう少し明確にする必要がある。縦割りではなく、横並びの分担を図り、すべてを自治会が担うのではなく、任せるものを任せる、手を放す必要もある。
- ・各団体が、それぞれ抱えている課題をさらけ出せば課題の本質が見え、うまくいけば担い手の問題解決の糸口が見える。
- ・複数の団体が同じことをしており、重複の整理が必要。
- ・一度、活動内容を棚卸したほうがいい。
- ・地域コミュニティの閉塞状況を打開するためには、既存組織の発展的再編が必要。

ウ 地域の安全・安心とコミュニティ

- ・隣近所で日頃からつながりを持てるような基本的な活動、昔から言われる向こう三軒両隣といわれるようなパターン化された組織作りが必要
- ・日常時のコミュニティの延長上に災害時の対応力が存在している。
- ・いざという時にみんなで助け合う組織がないと災害が起こってからでは間に合わない。少なくとも安心して暮らせるような組織を作っておかなければならない。
- ・最低限、自治会は、防災・防犯といった安全安心の機能を担うべきである。
- ・防災対応は、住民みんなができることをやらざるを得ない。活動できる人が動く形をとるべきである。まちづくり協議会のような広域組織では防災活動は難しい。実際の行動は地域単位にならざるを得ない。

(3) 自治区・自治会について

ア 組織の現状

- ・自治会の役員の任期は1、2年の短いスパンで交代しており、地域の課題に長期的視野で取り組むことが難しくなっている。
- ・人々の意識が変わってきているのに自治会の運営は旧態依然である。最低限のコミュニティを維持する組織は必要だと思うが、従来通りのような自治会組織は時代に合わない。
- ・自治会費を払ってさらに地域活動もしている人とそうでない人の不公平感が募っている。
- ・自治会間で規模に大きな差があるのにもかかわらず行政から委ねられている活動の中身が同じであり、持続可能性の観点から課題がある。
- ・自治会・自治区には、世代を超えて活動するような在り方をもう一度期待したい。

イ 自治区・自治会の役割のスリム化

- ・これまで自治会に様々な役割や期待を背負わせてきた構造があるため、自治会の負担が増えていた。こうした機能を自治会が担うのはいずれ難しくなる。

- ・自治会が最低限に担うべき事柄を明確化した上で、任意性や地域性に基づいて役割を柔軟に考えるべき。
- ・自治会が担うべき仕事の整理が必要。行政側から最低限自治区・自治会が担うべき公共的な役割とは何かを示す必要がある。
- ・自治会が担うべき役割は、行政が自治会にこれだけはやってほしいと期待する役割、自治会がやりたいと思っている事柄を区分して考える必要がある。
- ・自治会は、会員組織であるため地域における行政サービスの担い手としては位置づけにくい。
- ・自治会が任意加入の組織であるからといって存在価値がないわけではない。担うべき機能と他に委ねるべき機能との分別が必要。
- ・自治会が担うべき役割には、立地している地域や規模によって違う部分がある。各自治区・自治会で棚卸をやってみる必要がある。
- ・行政からの委託事務、自分たちの課題を行政に届ける役割、行政と関係なく自分たちでやらなければならないことに区分して、地域団体が担うべき役割の棚卸をしなければならない。

ウ 連合自治会について

- ・各自治会で解決できる問題は各自治会で対応している。広域的な課題は、連合自治会が対応している。
- ・管理組合がコミュニティ組織の代行をしている地域があり、その場合は連合自治会との連携がとれない。

地域特性 組織形態	ニュータウン A 自治会 (加入 2,173 世帯)	農村地域 B 区 (加入 30 世帯)	既成市街地 C 区 (加入世帯 915 世帯)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 総会 (年 1 回開催) ・一の住戸を代表する会員で構成 ・議決事項 (事業報告・決算報告、事業計画・予算、役員選出、会則・準則の改廃) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 役員会 (原則月 1 回開催) ・監査役を除く役員及び顧問で構成 ・議決事項 (総会に付すべき事項、総会議決事項の執行に関する事項、総会議決を要しない会務の執行に関する事項) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 班長会 (随時) ・役員、顧問、班長、副班長で構成 ・協議事項 (役員会で決定された細則の承認、会長が班長会で審議することが適当と判断した事項) </div> ※役員 (会長、副会長 (T 目毎に 1 名以上)、専門部長、監事)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 総会 (年 1 回開催) ・全区民で構成 ・議決事項 (事業計画・報告、予算・資産、役員の選任・解任、規約の改正に関する事項) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 役員会 (随時) ・役員で構成 ・議決事項 (総会に付すべき事項、総会議決事項の執行に関する事項、総会議決を要しない会務の執行に関する事項) </div> ※役員 (区長、副区長 (会長)、評議員、監事)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 総会 (年 1 回開催) ・全会員で構成 ・議決事項 (事業計画・報告、予算・資産、役員の選任・解任、規約の改正に関する事項) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 役員会 (随時) ・役員で構成 ・議決事項 (総会に付すべき事項、総会議決事項の執行に関する事項、総会議決を要しない会務の執行に関する事項) </div> ※役員 (区長、副区長、理事、会計、監事)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事務局 ・拠点施設の管理、自治会の事務 </div>		

(備考) 認可地縁団体は会員は対象が個人であるが、認可地縁団体でない場合は、会員は世帯単位。

図 3 区・自治会の組織事例 (認可地縁団体の規約を参照して作成)

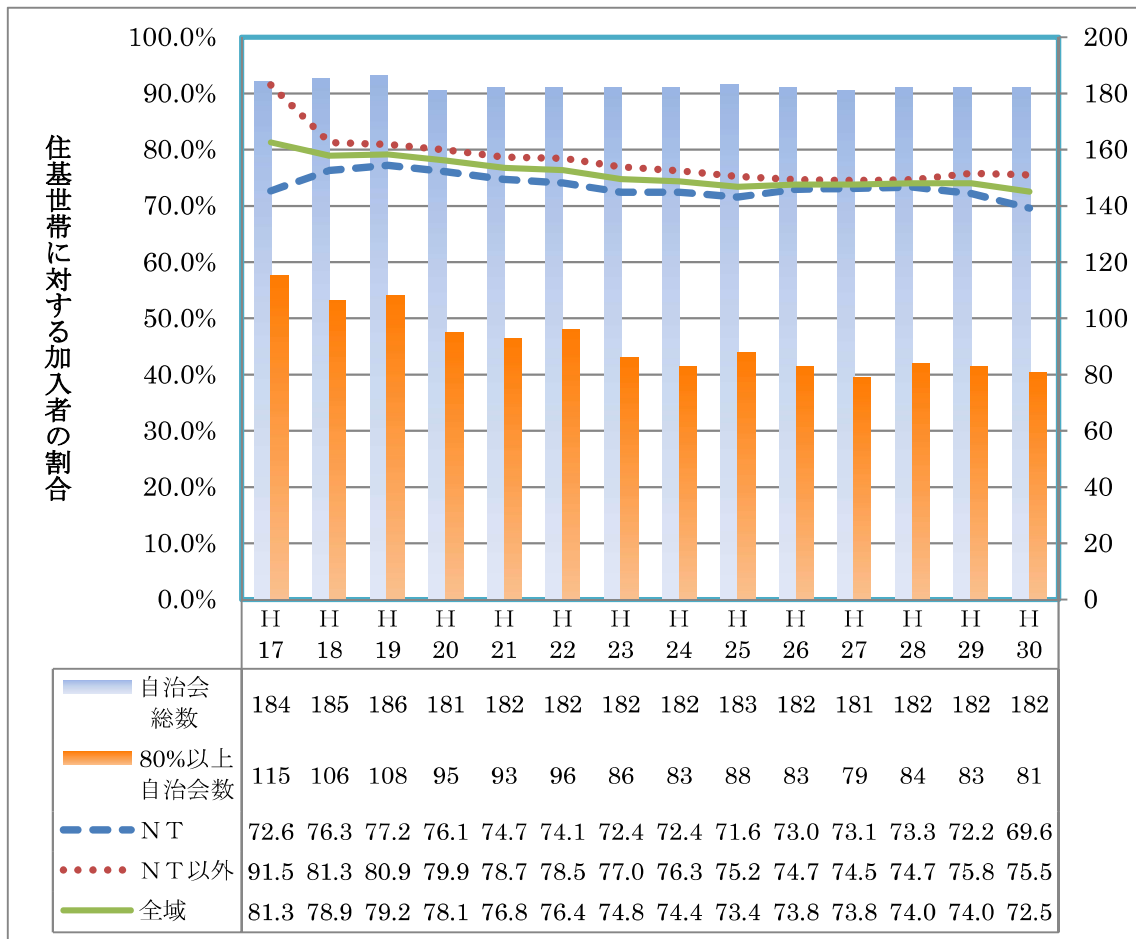


図4 自治区・自治会加入率の推移

※組織率には、農村的地域を中心に福祉施設に居住される単身世帯や世帯分離の影響があり、厳密に実態を反映しているとは言えません。

(4) まちづくり協議会について

ア 現状点検の必要性

- ・まちづくり協議会の定義の明確化が必要
- ・まちづくり協議会の結成を推進するに際して、明確な方針に基づく市のイニシアティブ、リーダーシップが十分ではなかった。
- ・当初考えていたまちづくり協議会についてのイメージとスタートして6年ほど経った現状とのギャップなど、市としての評価が必要。
- ・自治区の役員がまちづくり協議会の役員を兼ねており、新しい住民が参加しにくい雰囲気になっている。自治会の形を引っ張ったまちづくり協議会の組織ではだめだ。
- ・組織としての方針や方向性が明確でない状況の下でまちづくり協議会を作っても自治会員以外が行事に参加すると思えない。

イ まちづくり協議会のメリット

- ・まちづくり協議会が担い期待される役割は、地域特性によって異なる。
- ・まちづくり協議会は、自治会の非会員であっても子どもたちをサポートしてくれることがメリットである。
- ・自治会員以外の住民意識も重視しないと、まちづくり協議会の意味がない。
- ・自治会は住民しか入れない。しかし、地域にあるすべての団体がまちづくりのステ

- ークホルダーと考えると、商店、企業や法人もまちづくり協議会の対象となる。
- ・まちづくり協議会は、NPO や事業所等が加入できる門戸が広い組織である。
 - ・地域活動に意欲のあるテーマ型の構成団体をまとめ、やりたい地域活動を調整する場がまちづくり協議会である。
 - ・みんなが力を合わせないといい街を維持できない。まちづくり協議会を通じて、様々な仕事や役割の分かち合いを楽しくやる方法を工夫するべき。

ウ まちづくり協議会と自治区・自治会との関係

- ・市内のコミュニティの現状は、自治会が機能せずまちづくり協議会が代行しているところ、自治会とまちづくり協議会が補完関係にあるところ、両者が別個に活動しているところがある。行政が一律に自治会とまちづくり協議会との関係を単純化出来ない。
- ・まちづくり協議会が自治会の代行をしているケースがある。しかしまちづくり協議会は、本来第2の自治会になってはいけないのであり、いずれは代行機能から外れて、課題意識をもった構成団体がその目的を達成するように応援、支援していく組織となるべき。
- ・まちづくり協議会の役割が具体的になりにくい。自治会とまちづくり協議会との関係を考えたときに、将来的にまちづくり協議会でも多くのことを担うべきと考えるが、理解を得るには時間がかかる。
- ・まちづくり協議会は、通常の自治会活動から違ったニーズを拾い上げ、特化した事業を目標にしたほうがいい。
- ・連合自治会は単年度で構成メンバーが変わるため、長期的な課題解決はまちづくり協議会が担うべき。
- ・まちづくり協議会は、連合自治会の役割を補完する組織である。
- ・活動区域が重複する連合自治会からみると、まちづくり協議会は、意欲のある元気な方々が一生懸命にやっている他団体の活動という認識である。自治会（長）が構成メンバーに入っている意識が薄い。連合自治会とまちづくり協議会の関係がぎくしゃくしている。
- ・まちづくり協議会に入った人で、自治会に入っていない人が自治会と一緒に地域活動に参加することで、自治会活動が活性化することが望まれる
- ・自治会とまちづくり協議会の在りようを整理する作業は、新たな地域コミュニティの再構築の機会ともなる。
- ・まず、自治会が担うべき最小限の役割を固めないと、自治会とまちづくり協議会との関係も定義できない。
- ・コミュニティセンターは、自治会員のセンターではなく一般の方も自由に使える施設と位置付けるべきである。

エ まちづくり協議会のガバナンスに関する課題

- ・少数の住民でまちづくり協議会が構成されてしまっている。
- ・自治会の役員は選挙で選ばれているが、まちづくり協議会の役員はどこでどのようにして選ばれたのかははっきりしない。
- ・一般住民にも周知をはかりながら、まちづくり協議会の役員を公募するような仕組み

みをとらないと、住民から遊離した組織になってしまう。

オ 協議会間の重複整理

- ・まちづくり協議会とふれあい推進協議会の活動内容が重複しており、活動の整理が望まれる。
- ・ふれあい活動推進協議会とまちづくり協議会は、進めていることがほとんど同じ。行政が縦割りで補助金を支出している現状を精査し、整理すべき。
- ・ふれあい活動推進協議会やさんだっこきょうだいつくり協議会のように地域の中に協議会が複数あるのは、不自然である。しかも、そこに関わっている人は同じである。方向性としてはまちづくり協議会に吸収すべき。

地域特性	ニュータウン	農村地域	既成市街地
組織形態	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 総会（年1回開催） ・役員及び委員で構成 ・協議事項（役員の選任、協議会の運営方針、計画、予算、決算等の可否） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 推進会議（2カ月に1回） ・役員及び委員で構成 ・討議事項（協議会の運営方針、各事業執行状況の把握や予算等） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 理事会（随時） ・役員で構成 ・討議事項（協議会の運営方針） </div> <p>※役員（代表理事、副代表理事、理事、会計、監事、会計監査） ※委員（団体等のみ、個人なし）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事務局 ・拠点施設の管理、協議会の事務 ・総会議決された事項の執行を支援 ・事務局員は住民・団体等から募集し、総会にて承認 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 総会（年1回開催） ・構成団体の代表、代表又は役員が推薦する者を委員として構成 ・協議事項（役員の選任、事業計画・報告、予算、決算等の可否） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 役員会（随時） ・役員で構成 ・評議事項（総会提出案の作成等） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 専門部会（随時） ・必要に応じて専門的な事項について部会を設置 </div> <p>※役員（会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、部会長、監査役）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事務局 ・拠点施設の管理、協議会の事務 ・事務局の運営に関することは会長が役員会に諮り定める。 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 総会（年1回開催） ・構成団体の代表、代表が推薦する者を委員として構成 ・協議事項（役員の選任、事業計画・報告、予算、決算等の可否） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 役員会（随時） ・役員で構成 ・評議事項（総会提出案の作成等） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 専門部会（随時） ・必要に応じて専門的な事項について部会を設置 ・会長及び委員の推薦する者で構成 ・部会員の互選で部会長・副部会長を選出 </div> <p>※役員（会長、副会長、事務局長、会計、理事、監査役）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事務局 ・拠点施設の管理、協議会の事務 ・事務局の運営に関することは会長が役員会に諮り定める。 </div>

図5 まちづくり協議会の組織事例（各協議会の規約を参照した）

表9 まちづくり協議会の活動実態

地域特性	ニュータウンA	ニュータウンB	農村地域A	農村地域B	既成市街地A	既成市街地B
組織形態	法人格を持たない任意団体 協議組織と実行組織の両方	法人格を持たない任意団体 協議組織と実行組織の両方	法人格を持たない任意団体 協議組織と実行組織の両方	法人格を持たない任意団体 協議組織と実行組織の両方	法人格を持たない任意団体 協議組織と実行組織の両方	法人格を持たない任意団体 協議組織と実行組織の両方
地域の将来ビジョン等の明文化	明文化していない	明文化していない	明文化していない	明文化していない	明文化していない	明文化していない
組織決定した取組みを当該組織以外で実行している組織数	16	25	25	23	17	12
上記の主な構成団体	老人クラブ、民生・児童委員、ふれあい活動推進協議会、PTA、健康推進員、市民活動団体など	ふれあい活動推進協議会、民生委員、PTAなど	ふれあい活動推進協議会、防犯協会、老人クラブ、婦人会、民生・児童委員など	ふれあい活動推進協議会、老人クラブ、PTA、民生・児童委員など	民生委員、婦人会、老人クラブ、PTA、ふれあい活動推進協議会など	ふれあい活動推進協議会、民生委員、児童委員、老人会、婦人会など
30年度事業額(うち自主財源)	2,500千円以上3,000千円以下(500千円以上1,000千円以下)	9,000千円以上10,000千円以下(7,000千円以上8,000千円以下)	2,000千円以上2,500千円以下(200千円以上100千円以下)	1,000千円以上1,500千円以下(10千円以下)	1,500千円以上2,000千円以下(100千円以上10千円以下)	1,000千円以上1,500千円以下(10千円以下)
行政代行活動	1 市町村役場の窓口代行 2 公的施設の維持管理(指定管理など)					
	3 コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス 4 送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)					
	5 雪かき・雪下ろし					
	6 家事支援(清掃や庭木の剪定など)					
	7 弁当配達・給配車サービス					
生活支援活動	8 買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)					
	9 声かけ、見守りサービス					
	10 高齢者交流サービス					
	11 保育サービス、一時預かり					
	12 子どもの居場所づくり(学童、学習支援、子ども食堂運営など)					
	13 体験交流事業					
地域資源活用・保全活動	14 名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置、運営など)					
	15 空き家や里山などの維持・管理					
	16 防災訓練・研修					
基礎的活動	17 祭り・運動会・音楽会などの運営					
	18 地域の調査・研究・学習					
	19 広報紙の作成・発行(WEB媒体による情報発信等を含む)					
その他	20 その他					

※参考資料:総務省調査「令和元年度地域運営組織の形成及び継続的な運営に関する調査」、平成30年度三田市・ふもと地域交付金実績

(5) 成熟の時代の地域コミュニティに向けた市の役割について

ア 支援のあり方

- ・住民全体に行政サービスを行きわたらせる機能と、地域の活動を支援する機能、行政の支援は必要とせずに地域の人達で行う活動を分けて考える必要がある。
- ・地域団体に交付する資金の執行や監査については、公的な根拠や市の支援が必要。

イ 補助金

- ・補助金を出すのなら、地域全体に還元されるように支出するのが筋。
- ・大きなくくりで地域に補助金を出すことにすれば、お金を有効に使えるし、人手も少なくて済み、役割分担も減ってくる。
- ・行政からの補助金は、まちづくり協議会に入るのが一つの方法だと思う。まちづくり協議会であれば住民以外の事業者なども地域の役割を担うことができる。

ウ 行政事務委託の見直し

- ・行政事務委託について再検討が必要。
- ・行政事務委託の内容も整理して、地域の負担を減らしていく必要がある。
- ・担い手不足と自治会の加入率の低下が進行しており、自治会員だけを対象にしているのは地域住民にサービスがいきわたらない。

エ 地域性や地域の主体性を踏まえたコミュニティ施策

- ・自治会が担うべき役割は、地域の特性に応じて住民が自ら考えるべきものであり、行政が一律に規定すべきものではない。
- ・行政は、取り巻く環境や地域性など整理したうえで、自治会に改めて何を委ねるのか自治会との関係の中で整理する必要がある。
- ・地域差にこだわる必要はないと思う。世代間で大事なことを探すべき。
- ・地域性や事情が違っていても根本的な役割は、共通する部分が根底にある。
- ・自治会の役割をスリム化する一方で、地域が自主的にやりたいと考えている活動を持続させるための工夫が必要。すべての活動を単位自治会で行おうとするのではなく、隣接する自治会と合同で行うという視点から活動の内容と受け皿の組み合わせを整理する必要がある。
- ・地域活動のスリム化に向けて、モデルとなるプロセスを提示する支援を行いながら、取り組み期間や手法について柔軟に対応できる仕組みを用意しておく。
- ・市全体で画一的にコミュニティ施策を進めることは非常に難しい。その中でモデル地域を決めて施策実施していくのがいいのではないか。
- ・いくつかのパターンを想定してやっていく方がよい。まちづくり協議会ありきではない。
- ・地域コミュニティのあり方には複数意見があってもいい。それを地域や行政がどう考えるかが大切である。
- ・市内地域の多様性を踏まえる必要がある。
- ・区長会・自治会長会とまちづくり協議会との関係には地域特性に応じた様々な形があり、それぞれ最適な形があると思う。

- ・管理組合のコミュニティ組織機能役割をエリアマネジメントの考え方を取り入れた新たな地域コミュニティ組織の構想。
- ・補助金の交付についても地域の実情を踏まえた対応が必要ではないか。

オ 地域コミュニティの再構築に向けて

- ・地縁組織については、最も小さな隣保から小学校区単位までの組織をいかにシームレスに作るのかが問われる。
- ・NPOのように特定の小学校区だけに属さないが、地域への関りが大きな団体の役割を再認識する必要がある。
- ・地域資源や活動の見直しをうまく行えるよう、地域のガバナンスの再整理が求められる。
- ・まちづくり協議会が地域の新しいガバナンスを代表する組織の一つとして機能し得る。
- ・まちづくり協議会や自治会が自ら活動の整理をする。その整理の中に行政も入っていることが大切である。
- ・地域コミュニティの再構築については、行政と地域がばらばらに動くのではなく、地域の特性を踏まえて両者が対応する必要がある。

表 10 地域における主な団体とその活動内容（平成 30 年作成）

地域における団体と活動内容について

組織	主な活動	市補助金	地域自治	環境整備	交流事業	防災	生活の安全	福祉	生涯学習
自治区・自治会	・地域自治、環境整備、交流事業、防災、生活の安全、共有財産及び福祉に関すること	■	○	○	○	○	○	○	
ふれあい活動推進協議会	・ふれあい訪問活動（友愛訪問、声かけ、見守り活動）、住民座談会といった小地域ネットワーク事業 ・ふれあいサロン、ひとり暮らし高齢者のつどい、地域会食事業などの交流事業、 ・健康講座、健康ウォーキング大会などの健康づくり事業 ・子育てサロン、親子あそび、多世代交流事業などの子育て支援事業 ・アンケート調査、地域広報紙の発行、情報交換会などのニーズ調査・広報活動調査 ・地域ボランティア養成講座、地域介護教室開催、外出支援などの生活支援ボランティアなどの地域ボランティア、協力者養成・育成事業	■	○		○			○	○
婦人会	・夏期大学 ・三世代交流による地域子育て支援事業 ・献血・講習会を実施している赤十字奉仕団の活動 ・三田まつりへの参加協力 ・高齢者や子育て支援活動への参加協力	■		○	○			○	○
老人クラブ	・公共の場所の清掃等の社会奉仕活動事業 ・教養講座開催事業 ・健康教室やスポーツを通じた健康増進事業 ・小学生との交流や高齢者の見守りなどのふれあい推進事業 ・健康づくりや介護予防に役立つ健康体操活動事業	■		○	○			○	○
小・中学校のPTA	・子どもたちの健全育成のための教育環境づくりに取り組み ・社会教育、地域教育、家庭教育の向上・充実	■			○			○	
消防団	・火災予防、消火、救急・救助活動、地震、風水害等への対処 ・総合的な防災対策の実施等	■				○			
自主防災組織	・地域の安全点検、危険が予想される箇所の把握 ・災害時要援護者の把握 ・防災資機材の整備、防災訓練の実施	■				○			
防犯協会	・防犯パトロール	■					○		
スポーツクラブ21	・小学校区ごとに設置される地域スポーツクラブ ・スポーツ活動を通して、地域住民の健康増進と地域の活性化及び青少年の健全育成を図る	■			○				○
体育振興会	・各体育組織内での運動会及びスポーツ大会、講演会等の開催	■			○				
（公）民生・児童委員	・福祉情報の連絡や安否確認 ・地域福祉活動など日常的で軽易な福祉活動	■					○	○	
（公）健康推進員	・介護予防、健康増進、日常の身体活動量の増加等を旨とした生活習慣をつくるための各種健康づくり事業を開催	■			○			○	
（公）スポーツ推進員 ※市内 19 名	・スポーツの実技指導 ・地域スポーツクラブの育成運営に対する支援協力 ・学校、公民館、行政機関、その他団体が行うスポーツに関する行事等への協力	■			○				○
（公）青少年補導委員	・青少年の非行防止と早期発見のため、各地域の状況に応じた補導活動	■					○		
市民活動団体・NPO	・テーマ別にさまざまな団体が活動	■		○				○	○

※（公） 国、県、市から非常勤公務員等として、公的な役割を委嘱されている者。

7 まとめ-多様性と調和に基づく地域住民自治の実現に向けた処方箋-

地域社会においては、人口の高齢化と現役世代の減少が急速に進行しつつあり、地域コミュニティ活動に対する負担感が増しています。また、地域に対する住民の価値観が多様化する一方で、市民活動の形態や領域も多様化しています。

これらの背景のもとで、これまで培われてきた地域コミュニティやその組織・活動には制度疲労がみられ、住民の関心の低下や担い手不足の表面化もあいまって、将来的な衰退が危惧されます。

一方で、高齢者や障害者、外国人市民など支援を必要とする人々への対応や、激甚化する自然災害への備えと共助の主体として、地域コミュニティが果たす役割に対する期待が高まっています。

本懇話会では、2カ年にわたる議論を踏まえて、本市における地域コミュニティの将来像を、地域の特性や特徴、強みや課題を踏まえながら、様々な個人や主体の力を多様な形で紡ぐことを通じて、地域住民が自らの希望やニーズに基づき主体的に地域づくりに取り組み、実現できる地域社会であるべきと考えました。

このような地域社会の目標を「多様性と調和に基づく地域住民自治」の実現とし、その具現化に向けた処方箋として以下の事柄を市民の皆さんと行政の双方に対して提言します。

(1) 市民の皆さんに向けた提案

ア 地域の活動や団体の現状を把握しましょう—棚卸と地域カルテ作成のすすめ—

地域担当職員の支援も得ながら、①お住いの地域で現在対応されている「役割」（活動や行事・事業）の全体像、②過去からの経緯や行政からの働きかけで組織されている団体やその「役割」の分担状況、③団体の役員等の委嘱や兼務状況、④地域の「役割」や担い手となる団体の原資となる資金の現状などを把握・整理（棚卸）し、地域の見取り図（地域カルテ）を作成してはどうでしょうか。

イ 地域の特性を踏まえて団体間の役割と分担を見直しましょう

- ① 地域カルテをもとに、委任・受託や住民のニーズに基づいて地域が担うべき「役割」、実情に応じて地域が行うべき「役割」、地域が行いたい「役割」に区分しながら、ムリ・ムラ・ムダを洗い出します。
- ② 精査した地域の「役割」の性質や内容に応じて、ふさわしい担い手を検討します。特に身近で最も基礎的な地縁団体である自治区・自治会やその役員が担う「役割」については、先例にとらわれず再整理することが求められます。
- ③ 地域の「役割」の担い手としては、自治区・自治会のみならず、内容に応じて地域外も含めたテーマ型の団体や学校・企業・法人や集合住宅の管理組合、有志のサークルや様々な技能や地域貢献の意欲をもつ個人も想定されます。まちづくり協議会の役割としては、それら多様な主体を横につなぐ連携機能の発揮が期待されます。

ウ 多様な担い手の参加を促す改善と工夫をはかりましょう。

地域活動には、性別・年代・国籍や障害の有無などに関わらず、地域に住む人々だけではなく、地域の様々な資源や課題解決に関心をもつ人々など、多様な人々の参加を促す必要があります。

特に、女性や若い世代の声や力を積極的に地域づくりに反映し、地域活動への参加を促すことは、人口減に負けない魅力ある地域づくりを進めるうえで大きな課題であると考えます。

そのためには、

- ① 広報のあり方などを工夫しながら、地域の「役割」や意思決定の過程を住民等に「見える化」することが必要です。特に参加を促す基盤となるまちづくり協議会の役割について住民の理解を促進することが大切です。
- ② その上で、年代や属性ごとに集まる機会の設定や、特定のテーマに基づいて有志を募るなどの手法で、地域活動（団体）への参加の機会と門戸を広げる工夫が必要です。
- ③ 多様な属性の方々の参加を促すためには、会議の場所や時間の設定にも配慮が求められます。
- ④ 地域計画づくりは、地域の当面する課題とその解決策だけではなく、一人ひとりの夢や希望を紡ぐ工夫を重ねながら、住み続けたい地域の将来像を共に描く機会とすることで、多様な人々の参画を促すきっかけともなります。

(2) 行政に望む事柄

ア 地域に委ねる役割の棚卸と整理を望みます

歴史的な経緯もあり、自治区・自治会やその連合組織を窓口に、行政から地域に対して、様々な事務や取り組みの推進、役割などが委託・委任・依頼あるいは委嘱が行われてきました。

- ①そこで行政においても、地域の負担を軽減するために、これまで委ねてきた役割を自ら棚卸し、その重複の整理や必要性、委ねる相手方の精査を行ってください。
- ②特に行政事務委託の見直しやまちづくり協議会とふれあい活動推進協議会の関係性の整理は急務と考えます。

イ 多様性を踏まえた地域ごとのモデルの提示と支援を期待します

市内には、歴史的な経緯も踏まえて多様な地域性があり、そのもとで地域コミュニティが培われてきました。行政には、これら地域的多様性を踏まえながら、地域の実情に即した「多様性と調和に基づく地域住民自治」の実現に向けたモデルを住民と共に考え

構築するための支援を期待します。

ウ 地域の自主性を尊重しながら、多様性に基づく地域住民自治の仕組みに適合した支援体制の構築を期待します。

地域活動の原資に充当される行政からの資金は、目的別に細分するのではなく、包括的に交付されると共に、活用を地域の自主性にゆだねる仕組みとすることが望まれます。

あわせて事業計画の策定や予算・決算・監査など専門性と透明性が求められる事務についてのルール策定や、実施に際しての技術的な助言や支援が求められます。

8 おわりに

2カ年間にわたる議論を通じて、本市の地域コミュニティをめぐって様々な課題が累積している状況が改めて確認できました。

本市のまちづくりが成長から成熟へと転換し、人口減少に負けないまちづくりがテーマとなる中で、地域の力を結集し、住民自身の手で住みたい、住み続けたいと思うような地域づくりを具現化することは、喫緊の課題です。

令和3年度までを計画期間とする第4次総合計画後期計画には、自治区・自治会のほか、地域の多様な団体が連携したまちづくり協議会の設立支援や、地域ごとの計画に基づく包括的な財政支援、そして（仮称）コミュニティ条例の検討など成熟社会に対応した地域コミュニティの仕組みづくりの検討が明記されています。残る計画期間内でのこれら課題への取り組みの一層の進捗が望まれます。

そのうえで、令和4年に迎える次期総合計画のスタートに向けて、本懇話会での議論や提案を参考にいただきながら、地域の皆さんと行政のそれぞれが、具体的な一歩を、一日も早く踏み出されることを期待します。